

令和8年9月30日
港湾局 技術企画課
港湾経済課

「みなと SDGs パートナー登録制度」第17回登録事業者を決定しました

本年7月に第17回の募集を開始した「みなと SDGs パートナー登録制度」について、申請内容を審査した結果、今般、港湾関係企業等33者（新規登録2者及び継続登録31者）の登録を決定しました。この結果、みなと SDGs パートナー登録制度の登録事業者は361者となります。

近年、SDGs 達成に資する取組は企業価値の向上と競争力の強化の面からも重要となっており、港湾運送事業者や港湾建設業者をはじめとする港湾関係企業、団体（以下「港湾関係企業等」）においても、これらの取組を推進する機運が高まりつつあります。

これを踏まえ、地域を問わず全国の港湾関係企業等による SDGs 達成に資する取組の更なる推進を図り、ひいては我が国港湾及び港湾関係企業等の魅力向上と持続的な発展に貢献するため、令和4年7月に「みなと SDGs パートナー登録制度」を創設いたしました。本年7月に第17回の登録希望者を募集し、申請内容を審査した結果、今般下記の通り登録事業者を決定しました。

記

1. 募 集 期 間 令和8年7月1日（水）から令和8年8月28日（金）まで
2. 登 録 日 令和8年9月30日（水）
3. 登 録 事 業 者 33者（新規登録2者 継続登録31者）（事業者一覧は別紙の通り。）
4. そ の 他 登録事業者の具体的な取組については、国土交通省港湾局「みなと SDGs パートナー登録制度」のページ（※1）に掲載しております。
（※1）https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000047.html

【参考】みなと SDGs パートナー登録制度について

本制度の概要： SDGs の普及促進と達成に向けた取組の更なる推進を図り、ひいては我が国港湾及び港湾関係産業の魅力向上と将来にわたる持続的な発展に貢献するために創設したものです。本登録制度への参加を通じて、自社の事業活動と SDGs の関連性について身近な所から「気づき」を得るとともに、SDGs に資する取組を「見える化」する効果が期待されます。

登録対象者： 港湾の整備、利用、保全、管理、運営に関する事業活動を行う企業、法人、団体等であって SDGs の達成に向けた取組を実施している、又は取り組む意欲がある者

主なメリット： 登録証の交付、ロゴマーク（※2）の使用許可、港湾局ウェブサイトで事業者の取組を紹介、事業者のブランディング・イメージ向上、人材確保・育成 等



（※2）ロゴマーク

【問い合わせ先】

＜港湾運送事業関係以外＞港湾局技術企画課 種村、吉村

TEL: 03-5253-8111 (内線: 46541)、03-5253-8905 (直通)

＜港湾運送事業関係＞港湾局港湾経済課 武田、吉野、菊池

TEL: 03-5253-8111 (内線: 46834)、03-5253-8629 (直通)